

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書

実施から3年目に入った後期高齢者医療制度は、75歳以上を別建ての保険にして囲い込み、際限のない負担増とともに差別的医療を押しつけるという、世界に例を見ない制度であり、日本列島を揺るがすほどの大きな怒りがわき起こったのは当然である。

国会でも後期高齢者医療制度の廃止を求める世論をうけ、2008年6月、参議院において、民主党を含めた当時の野党が共同提出した廃止法案が可決された。昨年の総選挙の結果、衆議院でも同制度の廃止を掲げる勢力が多数となり、連立政権の合意でも廃止が掲げられていた。このようなもとの、多くの国民が制度廃止を期待したのは当然のことである。

ところが、総選挙後発足した連立政権は、「新しい制度」をつくるとして、2013年3月まで廃止を先送りする方針を打ち出した。さらに、新たな負担増を抑えるための国庫補助実施の約束も果たされなかったことにより、千葉県を始め多くの都道府県で保険料が引き上げられた。保険料が高すぎるために、県内でも1万1千人をこえる高齢者が保険料を払えず、今後、正規保険証の取り上げなどで必要な医療が受けられない事態が危ぐされている。これは、国民にたいする背信行為であると言わざるを得ず、連立政権に与した政党の責任は厳しく問われなければならない。

加えて重大なのは、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議で、75歳の区切りを65歳に引き下げて、高齢者全員を国保に加入させ、現役世代とは「別勘定」とする内容の新制度案が検討されていることである。これは、「うば捨て山」の「入山年齢」の前倒しであり、年齢による差別を温存することは到底許されない。

よって、本議会は、政府に対して、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度にもどすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。